

申し込み・キャンセル規定

当機構主催の建築物石綿含有建材調査者講習または石綿作業主任者技能講習にお申し込みいただく際には、以下の申込・キャンセル規程を必ずご確認ください、内容にご同意の上お申し込みください。

1. 当機構の判断による講習会の中止又は順延について

当機構の判断により、講習会の開催を中止または順延する場合には、台風などの自然災害、大規模な公共交通機関の乱れ、講師の急病、その他やむをえない事情がある場合を除き、講習会開催前日までに電話またはメールでご連絡いたします。

このような場合、当該講習会をご受講予定だったお申込者様は、別日への振替または受講料の全額返金の対応をご選択いただくことができます。返金をご希望の場合、振込手数料は当機構が負担させていただきます。

2. お客様のご都合によるキャンセル・欠席について

お申込後のキャンセルは、受講料の入金前に限り承ります。キャンセルをご希望される場合、キャンセル申請フォームに必要事項を記入の上、申請してください。なお、講習会開催日の7日前を過ぎた場合のキャンセルについては、キャンセル料として受講料の100%を申し受けます。

入金後の返金につきましては、当機構の判断による講習会の中止又は順延の場合を除き一切ご対応しかねます。やむを得ない事情により入金後にご参加が困難となった場合、原則として受講日の振り替えにて対応させていただきます。また、やむをえない事情により入金後に受講料を返金する場合には、以下の通りの返金手数料を返金額より差し引かせていただきます。

- ・石綿作業主任者技能講習 返金手数料：1,000円（税込）
- ・建築物石綿含有建材調査者講習 返金手数料：2,200円（税込）
- ・石綿作業主任者技能講習及び建築物石綿含有建材調査者講習 同時申込 返金手数料：3,000円（税込）

申込期限までに受講料のお振込み及び必要書類の提出の手続きが行われなかった場合には自動キャンセルとなります。連絡なく自動キャンセルとなった場合には、以降の講習会において当該のお申込者様からのお申し込みをお断りする場合がございます。必ずキャンセルのご連絡を頂きますようお願いいたします。

3. 受講日の振替について

原則としてお申込後の受講日の振替はいたしかねます。ただし、重篤な疾患により受講が不可能である場合、公共交通機関の大幅な乱れ等により受講会場への到着が困難

である場合、その他やむをえないと認められる事情により受講日の振替を希望する場合には、1回に限り受講日の振替を行います。

4. 受講者の変更について

原則としてお申込後の受講者の変更はいたしかねます。ただし、参加予定者が退職した場合など、やむを得ないと認められる事情により受講者の変更を希望する場合にはこの限りではありません。なお、講習会開催日の7日前を過ぎた場合には事情の如何を問わず受講者の変更はいたしかねます。

5. 複数の講習会へのお申し込みの禁止について

同一のお申込者様が、同じ種類の講習について複数の講習会の日程にお申込みいただくことはできません。このような形でのお申し込みが判明した場合、お申込みいただいている全ての講習会をキャンセルとさせていただくとともに、以降の講習会において当該のお申込者様からのお申し込みをお断りする場合がございます。なお、石綿作業主任者技能講習と一般建築物石綿含有建材調査者講習、一戸建て等石綿含有建材調査者講習と一般建築物石綿含有建材調査者講習のように、異なる種類の講習については同時にお申込みいただくことができます。

6. 同時申し込みのキャンセル及び不合格時の対応について

当機構の石綿作業主任者技能講習及び建築物石綿含有建材調査者講習を同時にお申し込みいただいたお申込者様がキャンセルをご希望される場合の対応は本規約第2項に準ずるものとします。

なお、同時申し込みのお申込者様が石綿作業主任者技能講習のみキャンセルすることは承りかねますのでご了承ください。万が一、同時申し込みのお客様が石綿作業主任者技能講習の修了考査に不合格となった場合、建築物石綿含有建材調査者講習の受講資格を満たさないため建築物石綿含有建材調査者講習の申し込みはキャンセルとし、本規約第2項に規定の返金手数料を差し引いたうえで建築物石綿含有建材調査者講習の受講料を返金させていただきます。石綿作業主任者以外で建築物石綿含有建材調査者の受講資格要件を満足できる場合であっても、同様の対応となります。

7. 団体受講について

団体受講によるお申し込みの場合、団体受講を希望する企業、組織または団体と当機構が協議の上、本規程と異なる対応を行う場合があります。

8. 免責事項

事由の如何を問わず、講習会への参加または中止に関し当機構が負担する責任は、直

接かつ通常の損害（逸失利益を含む間接損害および特別損害は含みません。）の範囲に限られ、かつ受領した受講料の額を限度とします。

令和5年7月24日 制定

令和5年12月4日 改定

令和6年4月30日 改定

一般社団法人企業環境リスク解決機構